

社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会 年末たすけあい募金事業助成要領

制 定 令和2年9月18日

(目的)

第1条 横浜市都筑区社会福祉協議会(以下「区社協」という)は、ボランティア団体、障害当事者団体及び家族会、地域福祉推進のために事業を行う福祉活動団体が、地域交流や、団体活動の啓発及び周知の促進を目的とした事業を通じて、地域福祉の推進を図るに当たり、必要な事業費の一部について本要領の定めるところにより事業費を助成する。

(助成金)

第2条 本要領に定める助成金は、「年末たすけあい募金事業助成」(以下「事業費」という)とする。

2 事業費は、助成対象団体による申請に基づき助成する。

(助成金額)

第3条 事業費は、助成上限額を50,000円とし、総事業費の4分の3の範囲内の金額を助成する。ただし、申請額の総額が予算額を上回った場合は、一定の減額率を乗じて調整する。

(事業内容)

第4条 助成対象事業は以下の各号の全てに該当するものとする。また、申請は、1団体1事業とする。

- (1) 営利を目的としない事業
- (2) 地域福祉推進のための事業
- (3) 対象事業に参加する実人数(サービス利用者や障害者、担い手やボランティア)が5名以上の事業
- (4) 助成対象団体が12月～1月に行う事業
- (5) 地域交流を目的とした事業

2 上記事業内容に該当する場合であっても、次の各号に該当する場合は、助成対象外とする。

- (1) 横浜市、都筑区の補助・委託を受けている事業
- (2) 都筑区社会福祉協議会のその他の助成金を受けている事業
- (3) 神奈川県共同募金会から直接配分を受けている事業
- (4) 第1条の目的を充たしていない事業
- (5) 団体の運営費(人件費、事務所維持費等)に充てる事業
- (6) 1団体2つの事業を重複して申請したとみなされる事業

(申込)

第5条 助成を受けようとする助成対象団体は、所定の期日までに助成申込書により、区社協会長あてに申込みをするものとする。

(助成の決定)

第6条 区社協会長は、前条に基づき申込みされた申請について理事会に諮り、助成の適否を決定する。

(通知)

第7条 区社協会長は、助成の適否を決定したときは、決定通知書により申込者へ通知するものとする。

(支出)

第8条 前条により助成の決定を受けた団体は、請求書を区社協会長あてに提出するものとする。

2 区社協会長は、請求書を受けたときは、すみやかに支出するものとする。

(精算報告)

第9条 助成決定を受けた団体は、当該事業終了後すみやかに事業報告書により、区社協会長あてに報告しなければならない。

(助成金の取消・返還)

第 10 条 助成を受けた団体が、次の各号に該当する場合、事業開始後であっても助成の取り消し、また助成金がすでに交付されている場合は返還しなければならない。

(1) 助成条件を満たしていない場合

(2) 事業を行わなかった場合

(3) 事業内容が申請書とは大きく異なる場合、また事業の途中から許可なく変更を行った場合

(4) 虚偽の申請により助成を受けた場合

(5) 精算報告に係る書類が提出されなかった場合

(6) 事業終了後に余剰金が生じた場合

2 区社協会長は、自主財源が第 3 条に規定する条件を充たしていない場合は、差額の返還を求める。

(情報公開)

第 11 条 本事業費の交付を受けた団体は、助成申請書及び事業報告書等の関係書類を、求められた場合は、閲覧に供しなければならない。

(委任)

第 12 条 本要領に定めるものの他必要な事項については別に区社協会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 18 日から施行する。